

排出事業者の皆さまへ

小樽市生活環境部

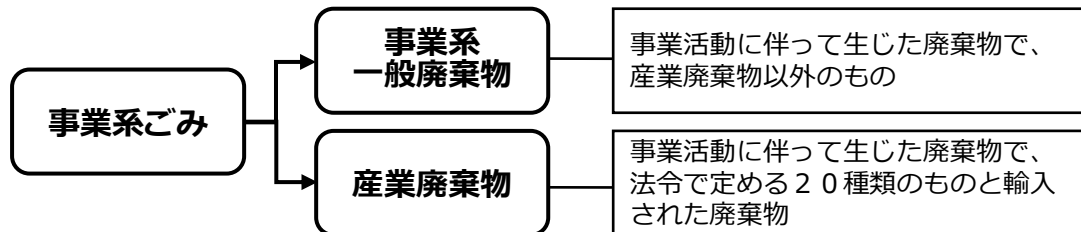
◆◆ごみの適正な分別のお願い◆◆

**廃プラスチック類を紙くずや生ごみ等に混ぜて出すことはできません
ごみを適正に分別して排出するようお願いします**

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

オフィスの紙くずや、飲食店・小売店から出る生ごみなどは、「事業系一般廃棄物」となりますが、事業所や工場などから出る廃プラスチック類は、全て「産業廃棄物」の区分となり、法令により委託や処理の方法が異なります。

このため、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を混ぜて排出することはできませんので、処理を委託する際には、あらかじめ適正な分別を行っていただきますようお願いいたします。



※詳細は、小樽市ホームページ「事業系ごみの分け方・出し方」を御参照ください。

http://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/gomi_kankyo/jigyogomi/

また、産業廃棄物に関する法令等の取扱いは、

北海道ホームページ「産業廃棄物の処理」を御覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sanpai.htm

【連絡先】

小樽市生活環境部ごみ減量推進課

電話 0134-32-4111 内線 462

FAX 0134-32-5032